

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

## 広島県人事委員会規則第二十二号

### 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「減災対策推進担当課長」の下に「大学教育振興担当課長 国保県単位化推進担当課長」を加え、同表教育委員会事務局の項中「主幹」を削り、「教員免許係長」を「企画調整係長」に、「教員免許係」を「企画調整係」に、「専門員、主任」を「主任」に改め、同表人事委員会事務局の項中「専門員」を「事業調整員」に改め、同表備考2中「政策監のうち」の下に「地域政策局並びに総務課」を加え、「地域力創造課」を「雇用労働政策課」に改め、「土木建築総務課」に置かれるもの」の下に「（総務課にあつては、公益法人の指導監督を担当するものを除く。）」を加え、「人事課、財政課及び経営企画チームに置かれるもの（人事課にあつては、安全衛生管理を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものを除く。）を除く。）」を「人事課（安全衛生管理を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものを除く。）を除く。）」を「人事課（安全衛生管理を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものを除く。）に置かれるもの」に改め、同表備考6中「主幹」とは、主幹のうち、学校経営支援課に置かれるものをいい」を削り、「管理部」を「管理部経営企画担当」に改め、「服務を担当するものに限る。」の下に「法務係」を加え、「教員免許係」を「企画調整係」に改め、同表備考8中「専門員」を「事業調整員」に改める。

別表第二縮景園の項中「園長」の下に「副園長」を加え、同表美術館の項中「学芸企画監」を削る。

### 附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。